

令和7年度寒河江市スポーツ大会等出場激励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市のスポーツの競技力向上を図るため、国際大会、全国大会に出場する選手、監督、コーチ等に対し、予算の範囲内で激励金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(激励金交付対象者)

第2条 激励金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 本市に住所を有する者。ただし、県外の学校に在籍する中学生、高校生及び大学生等の場合は、本市出身で市内に帰省地を有する者
- (2) 本県（本国）を代表し全国大会以上の大会に出場する者、または山形県スポーツタレント発掘事業において選考された者

(対象大会及び激励金の交付金額)

第3条 激励金の交付対象となる大会等及び交付金額は別表のとおりとする。

以下の場合、交付の対象とならない。ただし、市長が特に認めた場合はこの限りではない。

- (1) レクリエーション競技等の大会
- (2) 企業内大会及び年齢や職種等により参加対象者が限定されている大会
- (3) 中学校体育連盟やスポーツ少年団が主催する大会等で、他の市補助金等の交付を受けて出場する場合

(激励金交付申請)

第4条 激励金の交付を受けようとする者は、交付申請書（別紙様式第1号）に必要書類を添え、大会開催日前までに市長に申請しなければならない。

(出場結果報告)

第5条 激励金の交付を受けた者は、大会出場結果報告書（別紙様式第2号）に必要な書類を添え、大会終了後1カ月以内に市長に報告しなければならない。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表

1 対象大会等及び交付金額

区 分	大 会 名	交 付 金 額	
		個 人	団 体
国際大会	オリンピック	別に定める	別に定める
	世界選手権、 アジア競技大会等	1 0 0 , 0 0 0 円	
全国大会	国民スポーツ大会 全日本選手権大会等	1 0 , 0 0 0 円	5 0 , 0 0 0 円
山形県 スポーツ タレント 発掘事業 (YAMAGATA ドリーム キッズ)		1 0 , 0 0 0 円	

寒河江市スポーツ大会出場激励金交付要綱（取扱内規）

第1条 選手、監督、コーチ等

- ・エントリーしベンチ入りする選手、監督、コーチ、マネージャーまでとする。※1
- ・社会人の大会においては、監督、コーチ等を除き選手のみとする。

※1 教職員は原則対象外

第2条 交付の対象者となる者

- ・山形県スポーツタレント発掘事業において選考された者については、小学生時に1回、中学生時に1回とする。

第3条 対象の大会

- ・原則、公益財団法人日本スポーツ協会に加盟する中央競技団体が主催、又は共催する大会とする。
- ・主催団体、規模、参加人数、職種、年齢等により参加対象者が限定されている大会は除く。（空手の流派別の大会等）
- ・陸上や水泳等の大会において、標準記録を突破し出場する大会の場合は、大会の種類に限らず年間2回までとする。
- ・交付対象者が5名以上いる場合は原則団体扱いとする。

第4条 交付申請

- ・大会前までの申請とし事後申請は原則受け付けしない。

※この要綱により交付する激励金以外の補助事業等については、別途判断する。